

青森県報

第二千九百四十六号

平成二十年
六月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(税 務 課) ……三
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……五
- 正 誤……………(同) ……六
- 平成十九年八月十日定例告示中……………(漁港漁場整備課) ……六

告 示

青森県告示第四百九十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡佐井村大字佐井字糠森九六の三八 松谷喜久男	佐井村第五区	主として底建網漁業
下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七 福田 栄一	佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字糠森、字古佐井、字大佐井及び字矢越の区域	

青森県告示第四百九十一号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指定)をもって指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成二十年六月十六日から施行する。

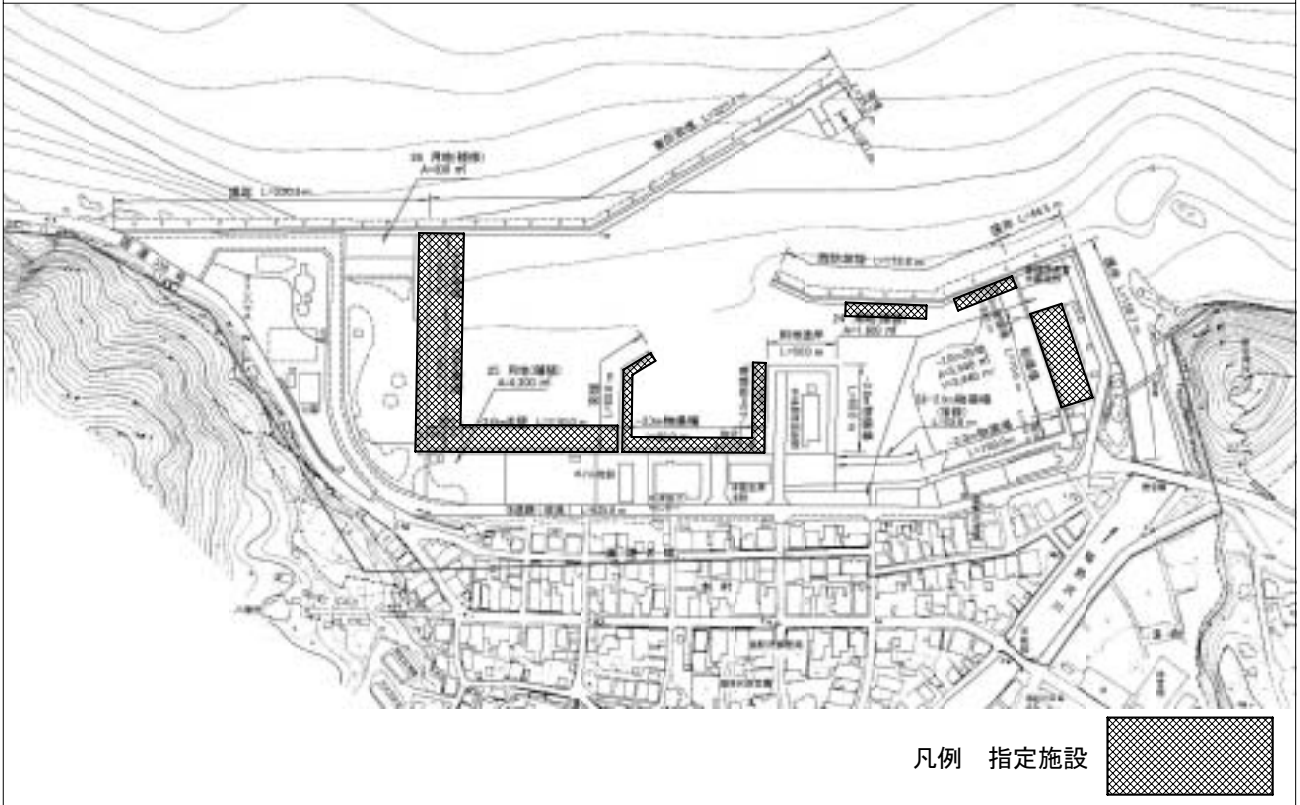
平成二十年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表脇野沢漁港の項中「岸壁、物揚場及び泊地のうち別図十八に示す漁港施設」を「岸壁、物揚場、船揚場及び泊地のうち別図十八に示す漁港施設」に改める。別図十八及び別図二十を次のように改める。

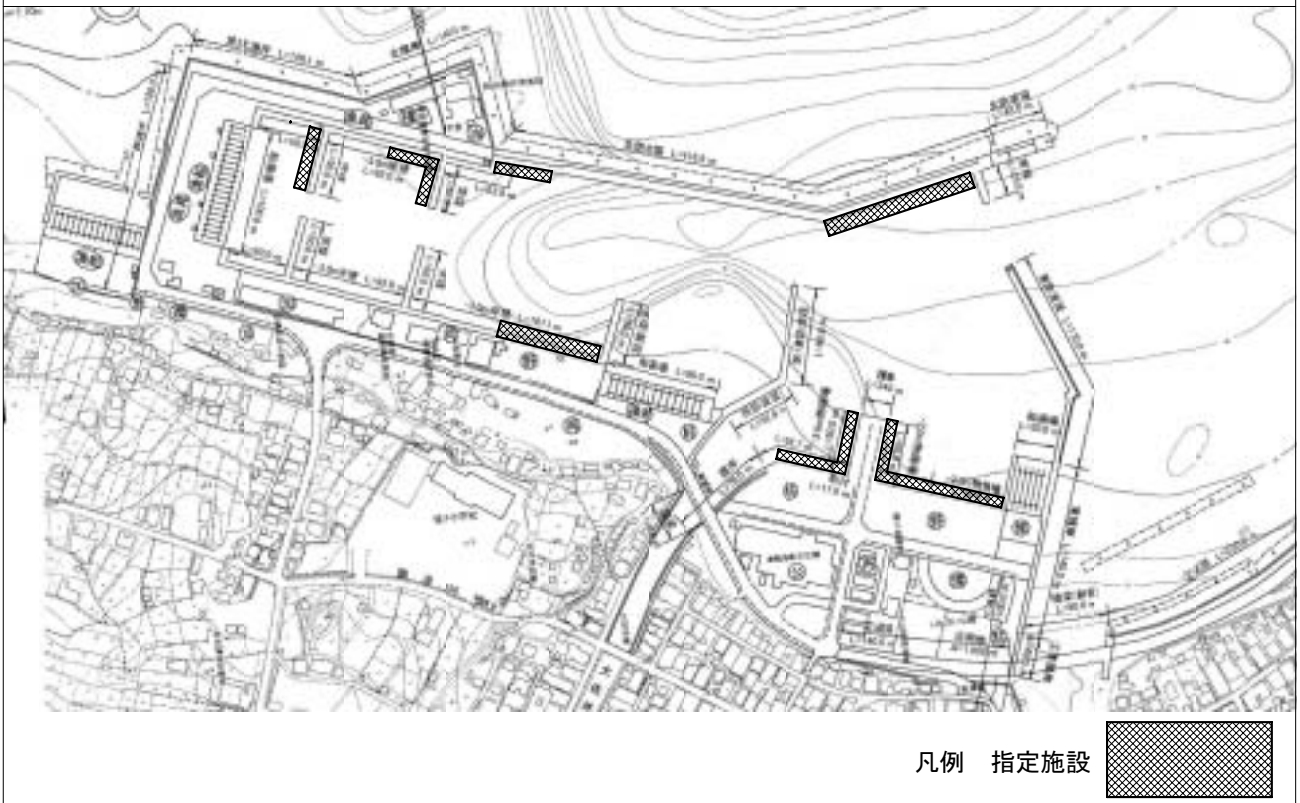
脇野沢漁港（本村地区） 指定施設

別図十八



佐井漁港 指定施設

別図二十



青森県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年六月九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
むつ市
- 二 都市計画事業の種類
むつ都市計画下水道事業（むつ市公共下水道むつ処理区）
- 三 事業施行期間
平成八年一月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業の認可（平成十六年三月十九日青森県告示第百八十四号）の事業地に変更なし
 - 2 使用の部分
都市計画事業の認可（平成十六年三月十九日青森県告示第百八十四号）の事業地にむつ市柳町二丁目並びに柳町三丁目、緑町及び海老川町を加える。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
 - 二 地方法人特別税電算システム開発等業務 一式
 - 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部税務課
青森市長島一丁目の一
 - 四 契約の方法
随意契約
 - 五 契約の相手方を決定した日
平成二十年五月二十七日
 - 六 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
 - 七 契約金額
八千五百三十五千円
 - 八 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号
 - 九 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。
- ~~~~~
- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十年六月十六日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストアむつ中央店

むつ市十二林六、三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年一月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九九〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二一四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一六七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一六・五一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社マエダ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十年五月二十九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十年六月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マエダストア鱒ヶ沢店  
西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿六の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
前田商事株式会社  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社マエダ  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田恵三  
大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年三月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、八五二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数  
一三七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
六二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
一一・六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
一七・八五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社マエダ  
開店時刻 午前九時（年六十日に限り午前七時） 閉店時刻 午前零時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分（年六十日に限り午前六時三十分）から午前零時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで
  - 八 届出年月日  
平成二十年五月二十九日
  - 九 届出書及び添付書類の縦覧
  - 1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び鱒ヶ沢町役場
  - 2 期間  
平成二十年六月十六日から同年十月十六日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時三十分まで  
ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。
  - 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
  - 1 提出期限  
平成二十年十月十六日
  - 2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課
  - 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由
  - 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

小中野ショッピングセンター

八戸市小中野四丁目一-の四七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和山物産株式会社

岩手県盛岡市愛宕町一-の二二

代表取締役 和山謙一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸大サクラマ薬局

青森市大字三内字玉作二-の二七

代表取締役 櫻井清 外

四 変更しようとする事項

| 区 分                                  | 変 更 前                            | 変 更 後                                    | 変 更 年 月 日    |
|--------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 大規模小売店舗の施設<br>小売店舗の開設の運<br>営方法に関する事項 | 株式会社ゲオ<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 株式会社ゲオ<br>変更なし<br>開店時刻 午前一時<br>閉店時刻 午前二時 | 平成<br>二〇・六・八 |
| 来客が駐車場<br>を利用するこ<br>とができる時<br>間帯     | 午前九時から午後十<br>時まで                 | 午前九時から午前三<br>時まで                         |              |

五 届出年月日

平成二十年五月二十六日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十年六月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。  
七 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

正 誤

漁港漁場整備課

|                     |      |       |     |     |            |            |     |      |
|---------------------|------|-------|-----|-----|------------|------------|-----|------|
| 発行年月日               | 発行番号 | 区分    | 番 号 | ジペー | 段          | 行          | 誤   | 正    |
| 平成二〇・六・一〇<br>第二八二七号 | 告示   | 第六〇七号 | 四   | 下   | 後ろから<br>一― | 後ろから<br>一― | 字廿一 | 字小舟渡 |
|                     |      |       |     |     | 後ろから<br>七  | 地内         | 地先  |      |

|                                    |                                          |                              |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|